

報告第5号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和4年6月6日

長崎県知事 大石 賢吾

令和3年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

令和3年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34,325千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,115千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸収入		千円 143,451	千円 △34,325	千円 109,126
	1 貸付金元利収入	143,451	△34,325	109,126
歳入合計		162,440	△34,325	128,115

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 生活福祉費		千円 162,440	千円 △34,325	千円 128,115
	1 母子父子寡婦福祉費	162,440	△34,325	128,115
歳出合計		162,440	△34,325	128,115

報告第6号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和4年6月6日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和3年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）

令和3年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,223千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,952千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(農業改良資金業務勘定)		千円 1,451	千円 △772	千円 679
2 繰越金		1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
3 諸収入		1,282	△771	511
	1 雑入	1,282	△771	511
(就農支援資金貸付勘定)		62,529	0	62,529
1 繰越金		42,658	△473	42,185
	1 繰越金	42,658	△473	42,185
2 諸収入		19,871	473	20,344
	1 貸付金元利収入	19,871	473	20,344
(就農支援資金業務勘定)		689	△451	238
1 繰入金		669	△431	238

	1 一般会計繰入金	千円 669	千円 Δ431	千円 238
2 繰越金		10	Δ10	0
	1 繰越金	10	Δ10	0
3 諸収入		10	Δ10	0
	1 雑入	10	Δ10	0
歳入合計		65,175	Δ1,223	63,952

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(農業改良資金業務勘定)		千円 1,451	千円 Δ772	千円 679
1 農林水産業費		1,451	Δ772	679
	1 農 業 費	1,451	Δ772	679
(就農支援資金貸付勘定)		62,529	0	62,529
1 農林水産業費		62,529	0	62,529
	1 公 債 費	62,529	0	62,529
(就農支援資金業務勘定)		689	Δ451	238
1 農林水産業費		689	Δ451	238
	1 農 業 費	689	Δ451	238
歳 出 合 計		65,175	Δ1,223	63,952

報告第7号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和4年6月6日

長崎県知事 大石 賢吾

令和3年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）

令和3年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ701千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(業務勘定)		千円 748	千円 Δ701	千円 47
1 繰入金		745	Δ700	45
	1 一般会計繰入金	745	Δ700	45
3 諸収入		2	Δ1	1
	2 雑入	1	Δ1	0
歳入	合計	748	Δ701	47

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
(業務勘定)		千円 748	千円 Δ701	千円 47
1 農林水産業費		748	Δ701	47
	1 林業費	748	Δ701	47
歳 出	合 計	748	Δ701	47

報告第8号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和4年6月6日

長崎県知事 大石 賢 吾

令和3年度長崎県営林特別会計補正予算（第3号）

令和3年度長崎県営林特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,267千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ354,125千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		千円 138,052	千円 16,200	千円 154,252
	1 財産運用収入	21	14	35
	2 財産売払収入	138,031	16,186	154,217
3 繰入金		109,892	△11,700	98,192
	1 一般会計繰入金	109,692	△11,700	97,992
4 繰越金		50	12,867	12,917
	1 繰越金	50	12,867	12,917
6 県債		8,100	△8,100	0
	1 県債	8,100	△8,100	0
歳入合計		344,858	9,267	354,125

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農林水産業費		千円 344,858	千円 9,267	千円 354,125
	1 林業費	179,555	9,268	188,823
	2 公債費	165,303	Δ1	165,302
歳 出 合 計		344,858	9,267	354,125

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
県営林造林事業費	千円 8,100	普通貸借 (借入先) (株)日本政策金融公庫 (借入時期) 令和3年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	(株)日本政策金融公庫 第12条第2項及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第5条第2項により(株)日本政策金融公庫の定めるところによる。	借入時期から40年以内(うち据置期間25年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 0				
計	8,100				0				

報告第9号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和4年6月6日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和3年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）

令和3年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36,238千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,498千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(貸付勘定)		千円 98,000	千円 △35,000	千円 63,000
1 繰入金		50	20	70
	1 業務勘定繰入金	50	20	70
2 繰越金		75,412	△35,080	40,332
	1 繰越金	75,412	△35,080	40,332
3 諸収入		22,538	60	22,598
	1 貸付金元利収入	22,538	60	22,598
(業務勘定)		1,736	△1,238	498
1 繰入金		1,684	△1,650	34
	1 一般会計繰入金	1,684	△1,650	34
2 繰越金		1	359	360
	1 繰越金	1	359	360

3 諸 収 入		千円 51	千円 53	千円 104
	1 県預金利子	50	29	79
	2 雑 入	1	24	25
歳 入 合 計		99,736	△36,238	63,498

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 98,000	千円 △35,000	千円 63,000
1 農林水産業費		98,000	△35,000	63,000
	1 水産業費	98,000	△35,000	63,000
(業務勘定)		1,736	△1,238	498
1 農林水産業費		1,736	△1,238	498
	1 水産業費	1,736	△1,238	498
歳 出	合 計	99,736	△36,238	63,498

報告第10号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和4年6月6日

長崎県知事 大石 賢 吾

令和3年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）

令和3年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ61,171千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98,466千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 6,086	千円 Δ1,120	千円 4,966
	1 繰越金	6,086	Δ1,120	4,966
3 諸収入		151,924	Δ60,051	91,873
	1 貸付金元利収入	151,924	Δ60,051	91,873
歳入合計		159,637	Δ61,171	98,466

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円 159,637	千円 △61,171	千円 98,466
	1 商工業費	13,816	△1,170	12,646
	2 公債費	145,821	△60,001	85,820
歳 出 合 計		159,637	△61,171	98,466

報告第11号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和4年6月6日

長崎県知事 大石 賢吾

令和3年度長崎県用地特別会計補正予算（第2号）

令和3年度長崎県用地特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,265千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,545,402千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県債		千円 192,600	千円 △9,200	千円 183,400
	1 県債	192,600	△9,200	183,400
3 繰越金		67	△65	2
	1 繰越金	67	△65	2
歳入合計		1,554,667	△9,265	1,545,402

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
I 用 地 費		千円 1,554,667	千円 Δ9,265	千円 1,545,402
	I 用 地 費	1,554,667	Δ9,265	1,545,402
歳 出	合 計	1,554,667	Δ9,265	1,545,402

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
用地先行取得費	千円 192,600	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和3年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年 利 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内(うち据置期間5年以内)において元金均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができ。	千円 183,400	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	192,600				183,400			

報告第12号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和4年6月6日

長崎県知事 大石賢吾

令和3年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）

令和3年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29,065千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192,126千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		千円 208,817	千円 Δ29,065	千円 179,752
	1 雑入	208,817	Δ29,065	179,752
歳入合計		221,191	Δ29,065	192,126

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 庁用管理費		千円 221,191	千円 Δ29,065	千円 192,126
	1 庁用管理費	76,766	Δ6,065	70,701
	2 文書管理費	144,425	Δ23,000	121,425
歳出合計		221,191	Δ29,065	192,126

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和4年6月6日

長崎県知事 大石 賢吾

令和3年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第1号）

令和3年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17,252千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207,440千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 163,209	千円 Δ14,020	千円 149,189
	1 使用料	163,209	Δ14,020	149,189
2 繰入金		61,480	Δ3,232	58,248
	1 一般会計繰入金	61,480	Δ3,232	58,248
3 繰越金		1	2	3
	1 繰越金	1	2	3
4 諸収入		2	Δ2	0
	1 雑入	2	Δ2	0
歳入合計		224,692	Δ17,252	207,440

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農林水産業費		千円 224,692	千円 Δ17,252	千円 207,440
	1 水産業費	222,536	Δ17,252	205,284
	2 公債費	2,156	0	2,156
歳 出 合 計		224,692	Δ17,252	207,440

報告第14号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和4年6月6日

長崎県知事 大石 賢 吾

令和3年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第4号）

令和3年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38,652千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,998,681千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 1,851,287	千円 Δ29,518	千円 1,821,769
1 使用料及び手数料		676,271	Δ215	676,056
	1 使用料	676,271	Δ215	676,056
2 財産収入		50,461	14,113	64,574
	2 財産売却収入	42,000	14,113	56,113
3 繰入金		513,071	Δ48,537	464,534
	1 一般会計繰入金	513,071	Δ48,537	464,534
4 繰越金		1	13,388	13,389
	1 繰越金	1	13,388	13,389
5 諸収入		65,983	4,233	70,216
	1 雑入	65,983	4,233	70,216
6 県債		545,500	Δ12,500	533,000

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 県債	千円 545,500	千円 △12,500	千円 533,000
(港湾整備事業勘定)		3,186,046	△9,134	3,176,912
1 使用料及び手数料		9,936	△41	9,895
	1 使用料	9,936	△41	9,895
2 財産収入		139,777	231	140,008
	1 財産運用収入	78,191	229	78,420
	2 財産売却収入	61,586	2	61,588
3 繰入金		712,348	△6,727	705,621
	1 基金繰入金	712,348	△6,727	705,621
4 諸収入		2,323,985	△2,597	2,321,388
	1 雑入	2,323,985	△2,597	2,321,388
歳入合計		5,037,333	△38,652	4,998,681

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 1,851,287	千円 △29,518	千円 1,821,769
1 土 木 費		1,851,287	△29,518	1,821,769
	1 港 湾 費	418,536	△29,517	389,019
	2 公 債 費	1,432,751	△1	1,432,750
(港湾整備事業勘定)		3,186,046	△9,134	3,176,912
1 土 木 費		3,186,046	△9,134	3,176,912
	1 財 産 管 理 費	3,186,046	△9,134	3,176,912
歳 出 合 計		5,037,333	△38,652	4,998,681

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
港湾施設整備費	千円 545,500	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和3年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年 利 5.0%以 内 (ただし、 利率見 直し方 式で借 り入れ る資金 につい て、利 率の見 直しを 行った 後にお いては、 当該見 直し後 の利率)	借入時期から30年以内（うち据置期間5年以内）において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができ	千円 533,000	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	545,500				533,000			

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和4年6月6日

長崎県知事 大石 賢 吾

令和3年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）

令和3年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,822千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,441,941千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 115,782	千円 450	千円 116,232
	1 財産運用収入	115,782	450	116,232
2 繰入金		8,844,981	△4,272	8,840,709
	1 一般会計繰入金	5,399,200	△4,272	5,394,928
歳入	合計	30,445,763	△3,822	30,441,941

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 費		千円 30,445,763	千円 Δ3,822	千円 30,441,941
	1 公 債 費	30,445,763	Δ3,822	30,441,941
歳 出 合 計		30,445,763	Δ3,822	30,441,941

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和4年6月6日

長崎県知事 大石 賢 吾

令和3年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,849,452千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159,541,765千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 42,354,181	千円 1	千円 42,354,182
	1 負担金	42,354,181	1	42,354,182
2 国庫支出金		46,313,751	△4,686,674	41,627,077
	1 国庫負担金	28,874,326	△3,819,892	25,054,434
	2 国庫補助金	17,439,425	△866,782	16,572,643
3 財産収入		821	△54	767
	1 財産運用収入	821	△54	767
4 繰入金		9,466,512	△130,876	9,335,636
	1 一般会計繰入金	9,106,512	△130,876	8,975,636
6 諸収入		58,832,293	△31,849	58,800,444
	1 雑入	58,808,525	△31,849	58,776,676
歳入合計		164,391,217	△4,849,452	159,541,765

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 生活福祉費		千円 164,391,217	千円 △4,849,452	千円 159,541,765
	1 社会福祉費	164,391,217	△4,849,452	159,541,765
歳 出 合 計		164,391,217	△4,849,452	159,541,765

報告第17号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和4年6月6日

長崎県知事 大石賢吾

令和3年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和3年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度長崎県交通事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収	入	収	入	
第1款 事業収益	4,543,864千円		135,576千円		4,679,440千円
第1項 営業収益	3,271,319千円		49,040千円		3,320,359千円
第2項 営業外収益	1,272,545千円		66,360千円		1,338,905千円
第3項 特別利益	0千円		20,176千円		20,176千円
第1款 事業費用	4,971,668千円		68,781千円		5,040,449千円
第1項 営業費用	4,858,373千円		29,798千円		4,888,171千円
第2項 営業外費用	111,503千円		32,658千円		144,161千円
第3項 特別損失	1,792千円		6,325千円		8,117千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額460,513千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,421千円、特別減収対策企業債447,092千円」を「不足する額469,926千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,041千円、特別減収対策企業債459,885千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収	入	収	入	
第1款 資本的収入	130,877千円		△27,057千円		103,820千円
第1項 企業債	119,000千円		△29,000千円		90,000千円
第2項 建設補助金	10,932千円		558千円		11,490千円
第3項 固定資産売却代金	478千円		1,100千円		1,578千円
第4項 投資返還金	467千円		285千円		752千円

	支	出	
第1款 資本的支出	591,390千円	△17,644千円	573,746千円
第1項 建設改良費	130,457千円	△17,958千円	112,499千円
第3項 投資	0千円	314千円	314千円

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 119,000	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和3年度。ただし、購入その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内	借入時期から30年以内（うち据置期間5年以内）において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、企業財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 90,000	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
新型コロナウイルス公営企業特別減収対策	500,000				300,000			
計	619,000				390,000			

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	2,320,271千円	43,488千円	2,363,759千円

第6条 予算第10条本文中「補助を受ける金額は、139,876千円」を「補助を受ける金額は、134,113千円」に改める。

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和4年6月6日

長崎県知事 大石 賢吾

令和3年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和3年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度長崎県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 年間総処理水量	8,235,107m ³	164,014m ³	8,399,121m ³
(2) 一日平均処理水量	22,561m ³	450m ³	23,011m ³
(4) 主な建設改良事業 処理場建設改良	471,087千円	△9,052千円	462,035千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	1,091,558千円	803千円	1,092,351千円
第1項 営業収益	535,281千円	10,661千円	545,942千円
第2項 営業外収益	556,274千円	△9,858千円	546,416千円
	支 出		
第1款 事業費用	957,963千円	△36,666千円	921,297千円
第1項 営業費用	934,323千円	△45,530千円	888,793千円
第2項 営業外費用	23,622千円	8,864千円	32,486千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額122,822千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,051千円、過年度分損益勘定留保資金104,771千円」を「不足する額123,814千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,610千円、過年度分損益勘定留保資金108,917千円、当年度分損益勘定留保資金4,287千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	471,075千円	△10,044千円	461,031千円
第1項 企業債	113,200千円	△6,400千円	106,800千円
第3項 負担金	100,625千円	△3,644千円	96,981千円
	支	出	
第1款 資本的支出	593,897千円	△9,052千円	584,845千円
第1項 建設改良費	471,087千円	△9,052千円	462,035千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 113,200	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和3年度。ただし、購入その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内	借入時期から30年以内(うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、企業財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 106,800	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	113,200				106,800			

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	33,327千円	△1,103千円	32,224千円

第7条 予算第10条本文中「補助を受ける金額は、85,503千円」を「補助を受ける金額は、85,175千円」に改める。